

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1 教育実習等の内容及び成績評価等	
① 教育実習等の時期 原則として 4 年次 5 月～6 月、例外的に 4 年次 9 月～10 月（幼一種免、小一種免、中・高一種免、栄教一種免） 原則として 3 年次 9 月～10 月（養教一種免）	
② 教育実習等の実習期間・総時間数 ・幼稚園実習期間 3 週間（総時間数 120 時間） ・小学校実習期間 3 週間（総時間数 120 時間） ・中学校実習期間 3 週間（総時間数 120 時間） ・高等学校実習期間 2 週間（総時間数 80 時間） ・養護実習期間 3 週間（総時間数 120 時間） ・学校栄養教育実習期間 1 週間（総時間数 40 時間）	
③ 実習校の確保の方法 愛知県、名古屋市出身者の小学校・中学校教育実習、養護実習及び学校栄養教育実習は、愛知県教育委員会（愛知県教育実習私大協議会）及び名古屋市教育委員会（名古屋市教育実習協議会）と連携し、その配当の下に愛知県内、名古屋市内で実習校を確保する。高等学校で教育実習及び養護実習を行う場合も、愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会と連絡・調整して実習校を確保する。なお、愛知県外の場合には小学校・中学校・高等学校ともに、所管の教育委員会及び出身校と連絡・調整して実習校を確保する。 幼稚園教育実習は、愛知県保育実習連絡協議会、名古屋市教育実習協議会と連携し、その配当の下に愛知県内、名古屋市内で実習校を確保する。なお、愛知県外の場合には、出身幼稚園及び教育委員会と連絡・調整して実習校を確保する。	
④ 実習内容 <幼稚園> ・実習園の概要、環境、日課、子どもの行動や遊びの流れについて観察する。(20 時間) ・子どもと直接触れ合う中で、子どもの興味や関心、発達段階を知り、個に応じた子どもの理解に努める。(8 時間) ・実習園における保育方針や職務内容を理解する。(8 時間) ・学級担任教諭の補助をしながら保育に参加し、子どもの遊びや活動の様子を、発達・保育内容との関わりの視点より学ぶ。(52 時間) ・学級担任教諭の指導の下に、学習指導案を作成し部分指導実習を行う。(16 時間) ・学級担任教諭の指導の下に、学習指導案を作成し全日指導実習を行う。(16 時間) <小学校> ・関係教諭等から学校経営、校務分掌、服務、特色ある教育活動等について説明を受ける。(4 時間) ・学級担任教諭の授業などの「授業参観」及び「観察活動」を中心に実習する。(24 時間) ・教員の職務を総合的に理解する。(8 時間) ・学級担任教諭の指導の下に、学級業務、学級経営のあり方を学ぶ。(52 時間) ・学級担任教諭の指導の下に、学習指導案を作成し授業を実施（実践）する。(16 時間)	

- ・学級担任教諭の指導の下に、研究授業を実施（実践）する。（8 時間）
- ・学級担任教諭の指導の下に、学級活動の指導を実習する。（8 時間）

< 中学校 >

- ・関係教諭等から学校経営、校務分掌、服務、特色ある教育活動等について説明を受ける。（4 時間）
- ・教科担当教諭の授業などの「授業参観」及び「観察活動」を中心に実習する。（16 時間）
- ・学級担当教諭の指導の下に、学級業務、学級経営のあり方を学ぶ。（52 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、教材研究を実施する。（16 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、学習指導案を作成し授業を実施（実践）する。（20 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、研究授業を実施（実践）する。（8 時間）
- ・学級担任教諭の指導の下に、学級活動の指導を実習する。（4 時間）
- ・部活動、クラブ活動の指導は顧問教諭の指導の下で補助的に行う。

< 高等学校 >

- ・関係教諭等から学校経営、校務分掌、服務、特色ある教育活動等について説明を受ける。（4 時間）
- ・教科担当教諭の授業などの「授業参観」及び「観察活動」を中心に実習する。（16 時間）
- ・学級担当教諭の指導の下に、学級経営のあり方を学ぶ。（24 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、教材研究を実施する。（16 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、学習指導案を作成し授業を実施（実践）する。（8 時間）
- ・教科担当教諭の指導の下に、研究授業を実施（実践）する。（8 時間）
- ・学級担任教諭の指導の下に学級活動の指導を実習する。（4 時間）
- ・部活動、クラブ活動の指導は、顧問教諭の指導の下で補助的に行う。

< 養護 >

- ・関係教諭等から学校経営、校務分掌、服務、特色ある教育活動等についての説明を受ける。（4 時間）
- ・保健室の機能、保健室の実態を学び、養護教諭の執務を理解する。（28 時間）
- ・児童・生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導の参観、補助をする。（4 時間）
- ・指導計画案、指導案の立案作成、教材研究などについて実習する。（4 時間）
- ・養護教諭の指導の下に、健康診断、救急処置、学校保健事務などについて実習する。（32 時間）
- ・養護教諭の指導の下に、保健だよりの作成を行う。（8 時間）
- ・養護教諭の指導の下に、養護教諭の職務を総合的に実習する。（32 時間）
- ・養護教諭や学級担任の指導の下に、研究授業を実施する。（4 時間）
- ・校内における連携・調整（学級担任、研究授業の企画立案、校内研修等）の参観、補助をする。（4 時間）

< 栄養 >

- ・関係教諭等から学校経営、校務分掌、服務、特色ある教育活動等についての説明を受ける。（2 時間）
- ・児童及び生徒への個別的な相談、指導の指導、相談の場の参観、補助をする。（2 時間）
- ・学級担任教諭等の指導の下に、学級活動及び給食の時間における指導の参観、補助をする。（8 時間）
- ・給食時の放送指導、配膳指導、後片づけ指導の参観、補助をする。（4 時間）
- ・教科等における教科担任等と連携した指導の参観、補助をする。（8 時間）

- ・児童・生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導の参観、補助をする。(2 時間)
- ・指導計画案、指導案の立案作成、教材研究等を実施する。(6 時間)
- ・関係教諭等の指導の下に、研究授業を実施する。(4 時間)
- ・食に関する指導について校内及び家庭・地域との連携・調整の実習をする。(4 時間)

⑤ 実習生に対する指導の方法

教育実習生に対する指導は、「教育実習指導」「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」の科目担当教員を中心とし、各学部専任教員全員と「全学教職課程委員会」「キャリア開発センター（教職支援）」の協力のもとに行う。

ア. 科目担当教員

科目担当教員の役割は、次の通りである。

- ・「教育実習指導」または「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」の担当教員としてオリエンテーションを行い、教育実習の意義と目的及び実習の際の注意事項を指導し、学生の実習に対する心構えを涵養する。
- ・教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の教育効果を高めるために、実習日誌や学習指導案の書き方、教材研究や模擬授業などを指導する。
- ・実習期間中は実習校（園）を巡回訪問し、実習生の状態を把握するとともに、実習生の指導を行う。巡回指導は、実習期間中最低 1 回は行う。また、必要に応じて実習校（園）の教職員との調整を図る。
- ・実習終了後に学生の実習報告会を実施し、実習の課題を共有させるとともに個別指導を行い、一人ひとりの課題を明らかにさせる。
- ・実習の評価に基づき、単位を認定する。
- ・当該年度の実習の状況及び反省点を、キャリア開発センター（教職支援）に報告する。

イ. 各学部専任教員

各学部専任教員の役割は、次の通りである。

- ・実習前には学生の実習に対する心構えを涵養するとともに、教育実習の教育効果が上げられるような授業内容を計画する。実習後には教諭としての職業意識を涵養するとともに、学生が教育実習を通して発見した自らの学習課題が達成できるような授業内容を計画する。
- ・実習期間中は実習校（園）を巡回訪問し、実習生の状態を把握するとともに、実習生の指導を行う。巡回指導は、実習期間中最低 1 回は行う。また、必要に応じて実習校（園）の教職員との調整を図る。
- ・巡回指導における指導内容や巡回指導を通じて気付いた点、並びに実習校（園）から指導を受けたこと等について、報告書を作成するとともに、科目担当教員に報告する。
- ・学内における実習報告会に参加し、学生が教育実習を通して発見した自らの課題について把握する。

ウ. 学部の「教職課程委員会」（上部機関として、全学部横断的な「全学教職課程委員会」がある）
教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の運営に関する基本を決定する。

エ. 「キャリア開発センター（教職支援）」

「全学教職課程委員会」の執行機関として、その決定を執行するとともに、学生に対する教育実習・養護実習・学校栄養教育実習に関する指導・助言（教職ガイダンスの企画・運営、実習報告会の運営）、教育実習・養護実習・学校栄養教育実習に関する手続及び関連業務（教育委員会や実習校（園）など学外関係機関との連絡・調整、各種書類の作成・申請）を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

実習先からの成績評価（別紙 1 の評価票に記載された評価及び内容）をもとに、「教育実習指導」「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」の授業や実習報告会、個別指導への出席状況と受講態度、実習日誌や各種指導案、教育実習記録、各種レポートなどから、「教育実習指導」「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」の科目担当教員が、総合的に判断して評価を行う。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教育実習・学校栄養教育実習の事前及び事後の学習指導科目として、それぞれ「教育実習指導（幼・小）」「教育実習指導（中・高）」「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」を開設する。

教育実習指導（幼・小）、教育実習指導（中・高）、学校栄養教育実習指導

- ・事前指導

時 期：3 年次秋学期から 4 年次春学期の間に、実習の時期にあわせて計画的に開講する。

時間数：おおむね 20 時間

- ・事後指導

時 期：4 年次春学期の、実習終了後に開講する。

時間数：おおむね 10 時間

養護実習指導

- ・事前指導

時 期：3 年次春学期から 3 年次秋学期の間に、実習の時期にあわせて計画的に開講する。

時間数：おおむね 20 時間

- ・事後指導

時 期：3 年次秋学期の、実習終了後に開講する。

時間数：おおむね 10 時間

② 内容（具体的な指導項目）

- ・事前指導

オリエンテーション、教育実習の意義と目的、実習の際の注意事項、実習日誌や学習指導案の書き方、教材研究や模擬授業などについて指導する。指導に当たっては、本学で作成した「教育実習の手引き」を使用する。

- ・事後指導

実習報告会を開催するとともに、個別指導を実施し、一人ひとりの実習の評価と反省を行い、今後の学習課題を明らかにし、以後の理論面での学習の動機付けとなるよう指導する。また、実習校への礼状などについても指導する。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

<全学教職課程委員会>

- ・委員会等の名称：全学教職課程委員会(学部の教職課程委員会の上部機関)
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）：委員長 1 人、副委員長 2 人、経営学部委員長 1 人、人文学部委員長 1 人、教育学部委員長 1 人、スポーツ健康科学部委員長 1 人、健康栄養学部委員長 1 人、教職指導参与 4 人及びキャリア開発センター（教職支援）職員 2 人、キャリア開発センター職員 2 人、教務課職員 2 人
- ・委員会等の運営方法：各学部の教職課程委員会と連携し、教職課程カリキュラムの構築や科目担当者の配置及び教職課程の運営並びに教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の指導・助言等を全学的・総合的に司る。

<学部教職課程委員会>

- ・委員会等の名称：教職課程委員会
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）：各学部の教職課程委員会は、経営学部 3 人(内委員長 1 人)、人文学部 3 人(内委員長 1 人)、スポーツ健康科学部 6 人(内委員長 1 人)、健康栄養学部 3 人(内委員長 1 人)、教育学部 8 人(内委員長 1 人)の教員と、名古屋キャンパスに教職指導参与 2 人、三好キャンパスに教職指導参与 2 人、キャリア開発センター（教職支援）職員を名古屋キャンパスに 3 人、三好キャンパスに 3 人を配置。
- ・委員会等の運営方法：名古屋キャンパスは 3 学部(人文学部、健康栄養学部、教育学部)、三好キャンパスは 2 学部(経営学部、スポーツ健康科学部) 合同で委員会を開催し、各学部・学科等と連絡調整をとりながら、各学部の教職課程運営の基本方針の決定及び教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の指導・助言等指導を行う。

<キャリア開発センター（教職支援）>

- ・委員会等の名称：キャリア開発センター（教職支援）
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）：名古屋キャンパスキャリア開発センター（教職支援）：教職指導参与 2 人、事務職員 3 人。三好キャンパスキャリア開発センター（教職支援）：教職指導参与 2 人、事務職員 3 人を配置。
- ・委員会等の運営方法：教職課程委員会の執行機関として、その決定を執行するとともに、教育委員会や実習校（園）など学外関係機関との連絡・調整や学生に対する教育実習・養護実習・学校栄養教育実習・介護等体験に関する指導・助言（教職ガイダンスの企画・運営、実習報告会の運営など）、教育実習・養護実習・学校栄養教育実習・介護等体験に関する手続及び関連業務（各種書類の作成・申請など）及び教員職員免許一括申請事務を行う。また、教員採用試験対策・教員免許状更新講習の企画・運営を行うことも目的とする。

【委員会の組織図】

別紙 2

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

<大学外の委員会>

- ・委員会等の名称
愛知県教育委員会（愛知県教育実習私大協議会）
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）
都市教育長代表：市教育委員会教育長 2 人
校長会代表：市立小学校長 4 人、市立中学校長 1 人
教諭代表：市立小学校教諭 3 人
教育事務所代表：教育事務所長 2 人
愛知県教育委員会：教職員課長、教職員課小中学校人事主幹、教職員課小中学校人事課長補佐、
教職員課小中学校人事主査各 1 人
各国公立私立大学・短期大学：教職担当職員 70 人
- ・委員会等の運営方法
教育実習の実施状況について：教育実習受け入れ校の反省及び要望、教育実習実施大学の反省及び
要望等
教育実習の実施について：教育実習受け入れ要綱、情報交換・意見交換など
- ・委員会の名称
名古屋市教育委員会（名古屋市教育実習協議会）
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）
名古屋市教育委員会：指導室 5 人
小中学校校長会長・高等学校校長会長・高等学校教育実習担当・中学校部長・小学校部長・文教委
員長・幼稚園長会長 各 1 人
国公立私立大学・短期大学：教職担当職員 48 人
- ・委員会の運営方法
教育実習の実施結果について、教育実習実施の基本事項について、教育実習受け入れ要綱、意見交
換等

【委員会の組織図】

別紙 2

4 教育実習の受講資格

教育実習の受講資格は、以下の通りである。

【幼稚園教諭】

- ・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得してい
ること。
④「教育原理」「保育内容総論」及び「5 領域の保育内容の内 3 科目以上」の単
位を修得していること。
- ・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、110 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③3 年次秋学期までに開講されている「領域及び保育内容の指導法に関する科
目」《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指

導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位を、すべて修得していること。ただし、選択科目は除く。

【小学校】

- ・ 2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
 ②GPA2.0 以上であることが望ましい。
 ③「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」をすべて修得していること。
 ④2 年次秋学期までに開講されている「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「失格」がないこと。
- ・ 3 年次春学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、96 単位以上を修得していること。
 ②GPA2.0 以上であることが望ましい。
 ③3 年次春学期までに開講されている「教科に関する専門的事項」を 3 年次秋学期終了時までにはすべて修得する見込みであること。ただし、選択科目を除く。
 ④小一種免「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の内、24 単位以上を修得していること。ただし、選択科目を除く。
- ・ 3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、110 単位以上を修得していること。
 ②GPA2.0 以上であることが望ましい。
 ③3 年次秋学期までに開講されている「教科に関する専門的事項」をすべて修得していること。ただし、選択科目を除く。
 ④小一種免「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の内、30 単位以上を修得していること。ただし、選択科目を除く。

【社会（中学）】【商業・公民（高校）】

- ・ 2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
 ②GPA2.2 以上であることが望ましい。
 ③「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」をすべて修得していること。
 ④「共生人間論Ⅰ（ブッダと法然）」を修得していること。
 ⑤2 年次秋学期までに開講の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」をすべて履修し、1 年次に開講された科目は修得していること。なお、「教育の基礎的理解に関する科目」には、「失格」がないこと。
- ・ 3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、110 単位以上を修得していること。

②GPA2.2 以上であることが望ましい。

③3 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の指導法に関する科目》
《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法
及び生徒指導、教育相談等に関する科目》をすべて修得していること。

【保健体育（中学・高校）】

・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、80 単位以上を修得していること。

②GPA2.4 以上であることが望ましい。

③《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得していること。

④「共生人間論Ⅰ（ブッダと法然）」及び「スポーツ科学概論」「健康科学概論」を修得していること。

⑤2 年次秋学期までに開講の《教科及び教科の指導法に関する科目》《教育の基礎的理解に関する科目等》をすべて履修し、1 年次に開講された科目は修得していること。なお、《教科及び教科の指導法に関する科目》《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目》には、「失格」がないこと。

・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、110 単位以上を修得していること。

②GPA2.4 以上であることが望ましい。

③3 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の指導法に関する科目》
《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法
及び生徒指導、教育相談等に関する科目》をすべて修得していること。

【国語（中学・高校）】

・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、80 単位以上を修得していること。

②GPA2.3 以上であることが望ましい。

③2 年次秋学期までに開講されている《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得していること。

④2 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）》《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目》をすべて修得していること。

⑤《教科及び教科の指導法に関する科目》の内、下記の科目で「失格」がないこと。該当科目は以下のとおり。

・日本語学 ・日本古典文学史 ・日本近代文学史 ・漢文学概論
・国語科指導法Ⅰ ・国語科指導法Ⅱ

・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（124 単位）の内、110 単位以上を修得していること。

②GPA2.3 以上であることが望ましい。

③3 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）》《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科

目」をすべて修得していること。

④「教科及び教科の指導法に関する科目」の内、下記の科目で、「失格」がないこと。該当科目は以下のとおり。

- ・語彙論（高一種免のみ） ・日本古典文学講読 ・日本近代文学講読
- ・漢文学研究 ・国語科指導法Ⅲ ・国語科指導法Ⅳ

【英語（中学・高校）】

- ・2年次秋学期終了時：①卒業単位数（128単位）の内、80単位以上を修得していること。
②GPA2.0以上であることが望ましい。
③「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」をすべて修得していること。
④2年次秋学期までに開講されている「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「失格」がないこと。
- ・3年次春学期終了時：①卒業単位数（128単位）の内、96単位以上を修得していること。
②GPA2.0以上であることが望ましい。
③3年次春学期までに開講されている「教科に関する専門的事項」の内、14単位以上を修得していること。
④3年次秋学期終了時まで「英語科指導法Ⅰ～Ⅳ」をすべて修得する見込みであること。
⑤教育実習遂行に最低限必要な英語運用能力が認められること*。
*「リスニング&スピーキング」を修得しているか、同等の英語運用能力が客観的に証明されること。
- ・3年次秋学期終了時：①卒業単位数（128単位）の内、110単位以上を修得していること。
②GPA2.0以上であることが望ましい。
③3年次秋学期までに開講されている「教科に関する専門的事項」の内、18単位以上を修得していること。
④「英語科指導法Ⅰ～Ⅳ」をすべて修得していること。
⑤教育実習遂行に最低限必要な英語運用能力が認められること*。
*「リスニング&スピーキング」を修得しているか、同等の英語運用能力が客観的に証明されること。

【保健（中学・高校）】

- ・2年次秋学期終了時：①卒業単位数（128単位）の内、80単位以上を修得していること。
②GPA2.0以上であることが望ましい。
③「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」をすべて修得していること。
④2年次秋学期までに開講されている「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」には、「失格」がないこと。

- ・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、110 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③原則として、「保健科指導法Ⅰ～Ⅳ」は必ず修得していること。

【理科（中学）】

- ・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得していること。
④2 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）》《教育の基礎的理解に関する科目》《道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目》には、「失格」がないこと。
- ・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、110 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③原則として、「理科指導法Ⅰ～Ⅳ」は必ず修得していること。

【養護教諭】

- ・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得していること。
④「看護学」「救急処置法」「学校救急処置実習」「養護概説」「学校保健」「臨床実習」の単位を修得していること。
⑤2 年次秋学期までに開講されている《教科及び教科の内容に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）》《教育の基礎的理解に関する科目》「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」には、「失格」がないこと。
- ・3 年次春学期終了時：①卒業単位数（128 単位）の内、90 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③原則として、3 年次春学期までに開講されている《養護に関する科目》をすべて修得していること。ただし選択科目を除く。

【栄養教諭】

- ・2 年次秋学期終了時：①卒業単位数（132 単位）の内、80 単位以上を修得していること。
②GPA2.0 以上であることが望ましい。
③《教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目》をすべて修得していること。
④臨地実習のための要件を備えていること。
⑤「食育指導論Ⅰ」及び「栄養教育原論」を修得していること。
- ・3 年次秋学期終了時：①卒業単位数（132 単位）の内、110 単位以上を修得していること。

②GPA2.0 以上であることが望ましい。

③3 年次秋学期までに開講されている《栄養に係る教育に関する科目》をすべて修得していること。または、4 年次春学期に《教科及び教科の指導法に関する科目》《教育の基礎的理解に関する科目》「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のすべての履修登録が可能なこと。

④「栄養教育実習」を修得していること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	幼稚園 234 学級、小学校 16,383 学級、中学校 6,778 学級、高等学校 3,374 学級		
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会	小学校：701 校	中学校：302 校
○	×	教育委員会名	名古屋市教育委員会	小学校：263 校	中学校：112 校

令和 ____ 年度 教育実習評価票

大 学 名		学 部 ・ 学 科 等		実 習 生 氏 名	
東 海 学 園 大 学		学部 学科			
実 習 校 名		配 属 学 年	実 習 教 科 (注1)		実 習 期 間
					月 日から 月 日まで
評 価 項 目	評 価 (注2)				主 な 観 点
	A	B	C	D	
生 徒 指 導					・ 児童・生徒の観察・理解
					・ 指導能力
					・ 指導態度
学 習 指 導					・ 教科等に対する能力
					・ 指導能力
					・ 指導態度
実 習 態 度					・ 実習生としての自覚
					・ 教職に対する熱意
					・ 実務能力
					・ 教育実習記録等
出 欠 席	出席すべき日数 日				理 由
	出 席 日 数 日				
	欠 席 日 数 日				
	遅刻 回		早退 回		
総 合 評 価 (注2)	A	B	C	D	特 記 事 項 (注3)
指 導 教 諭 氏 名	印				
	印				

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校長氏名 _____

公
印

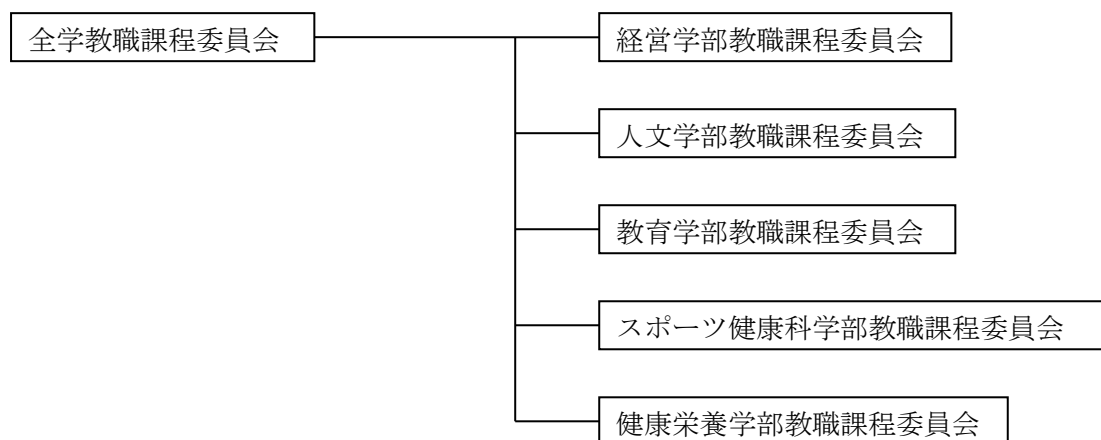
注 1 実習教科欄は、中学校・高等学校のみとする。

注 2 評価及び総合評価は、それぞれBを標準、Dを不合格とし、該当欄に○印をつける。

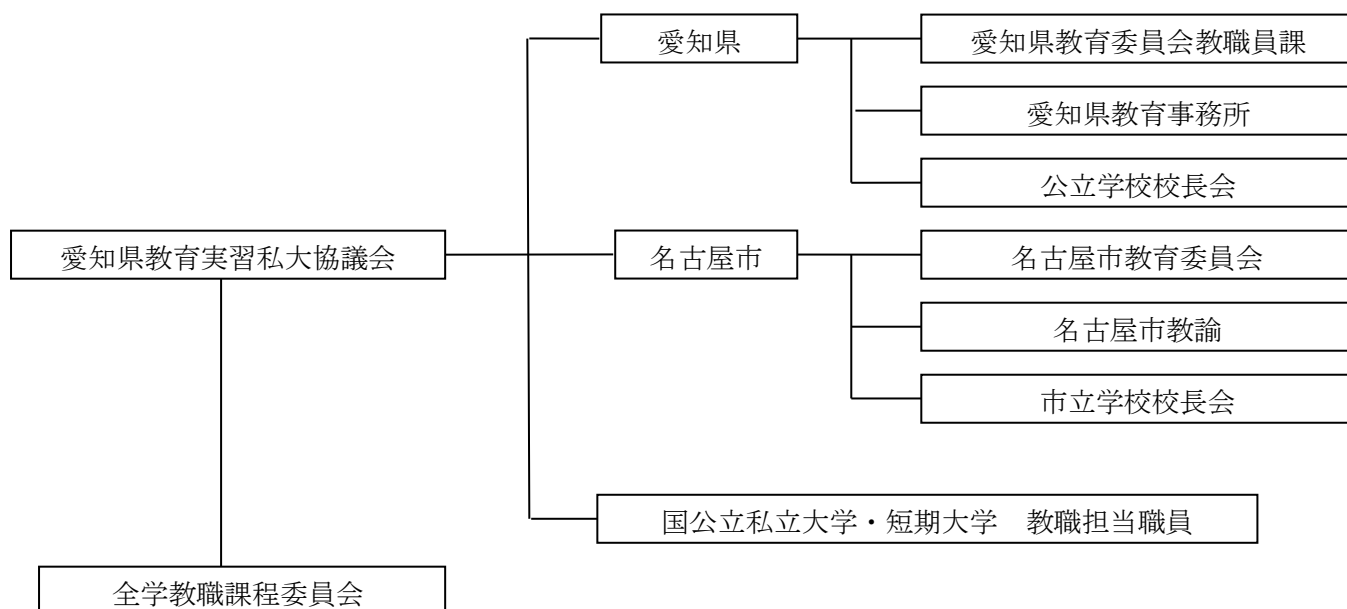
注 3 特記事項は、評価項目、その他について、特に記すべきことがあれば記入する。

別紙2（委員会の組織図）

①大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等



②大学外の関係機関（例：都道府県及び市町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等



教育実習受入承諾書

令和 4 年 2 月 7 日

東海学園大学

学長 松原 武久 殿

愛知県教育委員会

教育長 長 谷 川 洋

東海学園大学教育学部教育学科学校教育専攻の学生について、令和 5 年度より新たに中学校教諭一種（理科）免許教職課程認可予定である。このことに伴い現在実習受け入れ承諾をしている免許種の教育実習に加え「中学校教諭一種免許状（理科）」免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の公立機関においての教育実習を行うことを承諾します。

記

1. 教育実習の受け入れに係る学部・学科・専攻・入学定員及び免許状の種類

学部	学科	専攻	入学定員	免許状の種類
教育学部	教育学科	保育	60 名	幼稚園教諭一種免許状
		学校教育	70 名	小学校教諭一種免許状
				中学校教諭一種免許状（保健）（英語）（理科）
				高等学校教諭一種免許状（保健）（英語）
		養護教諭	50 名	養護教諭一種免許状

2. 教育実習の受け入れ時期

中学校教諭一種免許（理科）令和 5 年度入学生が 3 年生となる「令和 7 年度 5 月」開始

以上

教育実習受入れ承諾書

東海学園大学教育学部教育学科学校教育専攻の学生について、令和 5 年度より新たに中学校教諭一種（理科）免許教職課程認可予定である。このことに伴い現在実習受け入れ承諾をしている免許種の教育実習に加え「中学校教諭一種免許状（理科）」免許状取得のため、名古屋市の公立機関においての教育実習を行うことを承諾します。

記

1. 教育実習の受け入れに係る学部・学科・専攻・入学定員及び免許状の種類

学部	学科	専攻	入学定員	免許状の種類
教育学部	教育学科	保育	60 名	幼稚園教諭一種免許状
		学校教育	70 名	小学校教諭一種免許状
				中学校教諭一種免許状（保健）（英語）（理科）
				高等学校教諭一種免許状（保健）（英語）
		養護教諭	50 名	養護教諭一種免許状

2. 教育実習の受け入れ時期

中学校教諭一種免許（理科）令和 5 年度入学生が 3 年生となる「令和 7 年度 5 月」開始

以上

東海学園大学

学長 松原 武久 殿

令和 4 年 2 月 4 日

名古屋市教育委員会

教育長 鈴木 誠二